4　意見受付期間内に提出された意見の数	
5　意見受付期間内に意見提出がなかった場合であつて、工事開始日を電気通信事業法施行規則様式第18の「工事開始予定年月日」の欄に記載された日より前の日（短縮予定日以降の日に限る。）に繰り上げるときは、その繰上げ後の工事開始日又はその見込日	
6　意見受付期間内に提出された意見及びそれに対する考え方	

注1　「意見受付に係る届出計画を特定するに足りる事項」については、意見を受け付けた届出計画に係る電気通信事業法施行規則様式第18の届出書に記載した届出年月日その他当該届出計画を特定するに足りる事項を記載すること。

2　「意見受付開始日」は意見受付期間の起算日、「意見受付終了日」は意見受付期間の満了日をいう。

3　「意見受付期間内に提出された意見の数」については、意見受付期間内に意見を提出した者の数を記載すること。

4　「意見受付期間内に提出された意見及びそれに対する考え方」については、この様式への記載に代えて、記載すべき内容を添付することができる。また、意見受付期間内に提出された意見とそれに対する考え方及び意見受付期間内に提出された意見とその意見を提出した者の対応関係が分かるように記載すること。なお、記載内容の中に非公開を希望する情報が含まれる場合はその旨及びその理由を記載すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日（附則第三条において「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（附則第四条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（附則第四条において「改正法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に設けられている多数の関係電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びその他の関係する電気通信事業者をいう。）による協議の場における協議の結果に基づき、平成二十九年三月二十八日又は同年九月二十七日に行われた情報通信審議会の答申の趣旨にのっとりその変更又は追加がされる対象網機能（第二条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次項及び次条において「第二条新施行規則」という。）第二十四条の五に掲げるもの以外の第一種指定電気通信設備の機能をいう。次項において同じ。）であって、当該協議の状況、当該変更又は追加に関連する情報の提供の方法その他の事情を勘案して第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた機能は、当分の間、電気通信事業法（次項及び次条において「法」という。）第三十六条第一項の総務省令で定める機能とみなす。

2　前項に規定するもののほか、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がこの省令の施行の際現にその変更又は追加の計画を有する対象網機能であって第二条新施行規則第二十四条から第二十四条の四までの規定及び第三条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第三条の二の規定による措置に相当する措置が講じられるものとして総務大臣の承認を受けた機能は、法第三十六条第一項の総務省令で定める機能とみなす。

第三条　第二条新施行規則第二十四条の二から第二十四条の四までの規定は、施行日以後に法第三十六条第一項の規定により行われる届出について適用し、施行日前に同項の規定により行われる届出については、第二条の規定による改正前の電気通信事業法施行規則第二十四条の二から第二十四条の四までの規定は、なお効力を有する。

第四条　改正法第一条による改正後の電気通信事業法（以下この条において「新事業法」という。）第三十三条の二に規定する機能の休止又は廃止であって第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次項において「第一条新施行規則」という。）第二十三条の九の規定に適合する方法により改正法施行日前に周知が行われたものについては、同条の規定にかかわらず、新事業法第三十三条の二の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

2　新事業法第三十四条の二に規定する機能の休止又は廃止であって第一条新施行規則第二十三条の九の七の規定に適合する方法により改正法施行日前に周知が行われたものについては、同条の規定にかかわらず、新事業法第三十四条の二の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。